

障害児通所支援に係るやむを得ない事由による措置費支弁要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、里親及び小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されている児童、乳児院に入所している乳幼児並びに児童養護施設に入所している児童が障害児通所支援を受ける場合において、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第51条第2号に規定する費用（以下「措置費」という。）の支弁について、必要な事項を定めるものとする。

(支弁額)

第2条 措置費の支弁額は、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）に準じて算出した額及び法第21条の5の28第2項に規定する肢体不自由児通所医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額を合算した額とする。

(その他の事項)

第3条 この要綱の施行に関し必要な事項は、民生局こども家庭支援センター長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。